国庫金事務電子化の取り組みと評価

1. 国庫金事務電子化の概要

(1) 国庫金事務の電子化とは

日本銀行は、わが国の中央銀行として、国税の受入や年金の支払など、国庫金の受払に関する事務(国庫金事務)を行っている。国庫金事務は、①国から国民への金銭の支払(国の支払)、②国民から国への金銭の支払(国の受入)のほか、③そうした金銭の受払を記帳したり、ある官庁が有する日本銀行(代理店¹を含む)の口座から他の官庁が有する別の口座に国庫金を付け替える(記帳・国庫内振替)といった内部的な事務から成っている。

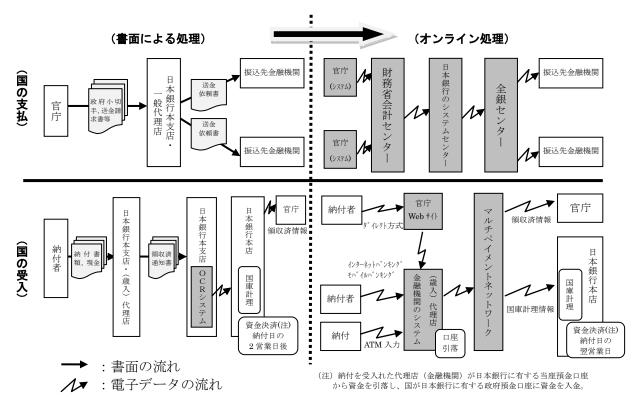
かつての国庫金事務は、情報の受渡しに書面を用い、これを手作業により処理していた。これを、最新の情報技術を活用して電子化することにより、国民の利便性向上および関係機関(金融機関、官庁、日本銀行)における事務の効率化を図ることが急務であった。

そこで、こうした観点から、日本銀行では、平成12年3月、国庫金事務電子化プロジェクトを立ち上げ、国の支払、国の受入、記帳・国庫内振替の各分野において、主として書面による処理を行っていたものを電子的な処理に置き換え、国民、金融機関、官庁、日本銀行を結ぶ国庫金受払の流れ全体を段階的に電子化していく方針を打ち出した(国の支払・受入に関する国庫金事務電子化のイメージ:図表1)。

その後、約10年が経過し、関係機関とともに様々なプロジェクトを推進してきた結果、平成25年度までに一通りのインフラ整備が完了する予定にある(後述2.参照)。

¹ 日本銀行が財務大臣の認可を得て、全国各地にある民間金融機関と契約を結び、その特定の店舗(代理店)が国庫金の受払を行っている。代理店には、一般代理店と歳入代理店があり、前者は日本銀行の本支店とほぼ同様の国庫金事務を行い、後者は国庫金のうち、国税や社会保険料などの歳入金の受入事務のみを行っている。

(図表1) 国の支払・受入に関する国庫金事務電子化のイメージ



(2) 主な個別プロジェクトの概要

イ、国の支払の電子化

(イ) 歳出金振込のオンライン化

歳出金のうち公共事業費等の支払については、平成7年の段階で、既に日本銀行と全銀システムとを接続してデータ伝送することにより、日本銀行の振込依頼から各金融機関における受取人口座への入金までのオンライン化が行われていた。

さらに、平成15年には、財務省会計センターと日本銀行との間で振込請求のオンライン化が実現され、これにより振込にかかる一連の処理がオンラインにより行われることとなった。

また、同時に、全ての官庁において、原則同一のスキームを利用することになったため、歳出金のオンライン化が一挙に進展した。

(ロ) 国税還付金振込のオンライン化

国税還付金(確定申告等に伴う還付金)の支払は、かつては個々の税務署から書面により依頼された日本銀行本支店または代理店が、振込先となる金融機関毎に同書面を仕分けのうえ、これを元にして書面により振込を依頼することで行われてきた。

平成13年に、①各地の国税還付金の支払情報を国税庁が集約のうえMT (磁気テープ)に記録して日本銀行本店に交付し、②日本銀行本店が、MTを 交付するかたちで金融機関に振込の依頼を行う、書面処理によらないスキーム に移行した。

その後、平成18年に、MTに代えて、国税庁・日本銀行間、日本銀行・金融機関間²をそれぞれオンライン化することにより、MTの搬送コストを削減する等、事務処理の一段の高度化が図られている。

口、国の受入の電子化(歳入金等電子納付)

国の受入については、平成4年以来、日本銀行本支店に導入されたOCR(文字を光学的に読み取りデータ化する装置)を利用する処理形態が一般的なものであった。すなわち、納付者が代理店の窓口で厚生年金保険料といった歳入金等を支払った際、①代理店は、受け入れた歳入金等の報告のために、領収済通知書という書類を日本銀行本支店に送付する、②日本銀行本支店はこれをOCRで読み取りデータ化する、③官庁には領収済通知という納付に関する通知をMTまたはオンラインで届け、官庁は納付の事実を把握するというスキームである。

金融機関における口座振替が徐々に浸透したもとで、平成16年には、歳入金等電子納付が実現した。この仕組みでは、納付者がインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM等を通じて自身の預金口座から資金を引き落とし、代理店がこれを受け入れる。官庁、金融機関、日本銀行の間を「マルチペイメントネットワーク(MPN) 3 」で結び、官庁には、納付の事実を把握するための領収済情報が、日本銀行には、各会計・勘定・官庁毎に計理するための国庫計理情報が、それぞれMPNを通じて届けられる。

² 全銀システム (金融機関間の為替データの送受信等を行うオンラインシステム) 経由で行う。

³ 国庫金、地方税や公共料金、商品代金等を、インターネットバンキングやATM等により電子的に支払うことを可能とする、官庁・日本銀行・電力会社等と金融機関を結ぶオンラインネットワーク。金融機関によって構成される「日本マルチペイメントネットワーク運営機構」が運営している。

平成20年からは、MPN経由の歳入金等電子納付に関し、納付者が収納機関である官庁のウェブサイトにおいて、申請から納付までの一連の手続きを電子的に完了できる「ダイレクト方式」も順次導入されてきている。

ハ、保管金・供託金、財政融資資金の受払電子化

平成17年、保管金・供託金、財政融資資金⁴の受払いの電子化が順次実現した。

保管金・供託金では、入札保証金(国が公共工事等の入札を行う際に応札者が差し入れ、落札しなければ返還)の事例が示すとおり、資金の「受入と払出」といった双方向の事務が発生する。こうした受払いは、日本銀行本支店および代理店の窓口で扱われてきたが、国からみた資金の「受け」には歳入金等電子納付のスキーム、「払い」には歳出金振込オンライン化のスキームを活用し、統合国庫記帳システムで記帳事務を行うことにより電子化を実現した。

二、記帳・国庫内振替事務の電子化

日本銀行本支店および代理店では、全国各地の官庁(中央官庁および地方における国の出先機関)の口座を設け、当該官庁の資金の受払を行っているが、かつては口座の記帳事務は単体のパソコンか手作業で行われ、日本銀行本支店・代理店をまたぐ、官庁間の国庫金の付替え(国庫内振替)は国庫金振替書という書面の郵送により行われていたため、日数を要していた。

そこで、平成16年、本支店・代理店をオンラインネットワークで結び、帳簿データを集中管理する「統合国庫記帳システム」を構築した。これにより、国庫内振替の迅速化や事務のペーパーレス化が図られた。

4

⁴ 「保管金・供託金」とは、国が保管する現金のことであり、具体的には、国が公共工事等の入札を行う際に応札者が差し入れる「入札保証金」、国と売買等の契約をする者が差し入れる「契約保証金」、地代、家賃等の権利関係に争いがある場合に債務者が供託する「弁済供託金」、プリペイドカード等を発行する業者が供託する「営業保証供託金」等がある。「財政融資資金」とは、財投債の発行等により調達した資金を政府系金融機関や地方公共団体等に貸付けるために設置された資金のことである。

(3) 今後予定されている取り組み

国庫金事務電子化について、今後は、次の国の支払関係の取り組みを進める予定である。

イ、厚生年金等振込データのオンライン化

現状、厚生年金等の支払に当っては、取扱件数が膨大なこともあって、振込明細データを日本銀行・振込依頼先金融機関間でMTにより授受している。

これを、平成24年度には、オンライン(第6次全銀システムから導入される、大量のデータを処理可能な新ファイル転送機能を活用)により授受するかたちに変更する予定である。

口、国家公務員給与振込のオンライン化(集中払化)

現状、国家公務員給与の支払は、個々の官庁から書面により給与の振込を依頼された日本銀行本支店または代理店が、振込先となる金融機関毎に同書面を仕分けのうえ、これを元にして書面により振込を依頼することで行われる。

これを、平成23年度から平成25年度までの間に、順次、財務省会計センターから日本銀行に対し振込明細データを一括してオンラインで送信し、日本銀行は全銀システムにより振込依頼先金融機関に当該データをオンラインで送信する方式に移行していく予定にある。

2. 国庫金事務電子化の進捗状況

(1) 電子化インフラの整備状況

上記1. に掲げた諸プロジェクトへの取り組みにより、国の支払、国の受入、 記帳・国庫内振替の各分野において、書面処理からMT・OCR処理へ、更に オンライン処理へ、と移行が進み、平成25年度までには、ごく一部の例外的 なものを除き、電子化インフラが一通り整備される予定にある(図表2)。

(図表2) 国庫金事務電子化インフラの整備状況5

	年度	件数 ⁶ (百万件)	H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22	予定 (-H25)	
国の支払	公共事業費等	28	MT 振込 オンラインによる振込		
	国家公務員給与·旅費等	18	小切手私または書面ベースの振込依頼		
	国税還付金	17			
	年金	241	MT振込		
	保管金 供託金 財政融資資金	0.8	書面		
国の受入 (窓口納付 + 電子納付 ⁽⁾	国税·労働保険料·厚生年 金保険料·行政手数料	41	OCR 電子的付		
	国民年金保険料	24			
	交通反則金等	9	書面		
	保管金 供託金 財政融資資金	0.2	電子的付		
その他	受払記帳·国庫内振替	3	オンラインによるシステム処理		
	政府有価証券	0.009	書面	KAKAKAKA	

(2) 国庫金事務の電子化の利用状況

このように、国庫金事務電子化のインフラ整備が進むとともに、その実際の 利用も順調に進んでいる(図表3)。

特に、国の支払については、平成13年度には、書面による処理が件数ベー スで3割弱を占めていたが、平成25年度までに予定されている国家公務員給 与集中払化等が順調に実現すれば、ほぼ全ての支払が電子的な処理となる見込 みである。

また、国の受入についても、国の支払対比ペースは緩やかではあるが、書面 による処理の割合は、平成13年度の6割強から平成25年度(予想値)の4 割程度まで着実に減少していく見込みである。

(図表3) 取引の電子化比率の推移(件数ベース)

	国の支払		国の受入				
	書面処理	書面処理 システム		システム処理			
		処理	(窓口納付)		うち	うち	
		(全銀経由またはMT)			口座振替	電子納付	
平成 13 年度	28.4%	71.6%	63.2%	36.8%	36.8%		
22 年度	4.8%	95. 2%	45.8%	54. 2%	49.4%	4.8%	
25 年度8	1%程度	99%程度	40.2%	59.8%	52.8%	7.0%	

⁵ 塗り分けは書面(横縞) ⇒MT・OCR (縦縞) ⇒オンライン(斜め縞) のどの段階まで 進んでいるかを示す(例えば、OCRと電子納付が並存している分野は、「電子納付」と記 載)。

7このほか、従来型の口座振替が存在(納付者の預金口座から自動引落し)。

⁶ 平成21年度、概数。

3. これまでの国庫金事務電子化の取り組みの効果

(1) 国民の利便性向上

これまでの国庫金事務電子化の取り組みの効果としては、まず、国民の利便性が向上したことが挙げられる。

国の支払については、国による支払の決定から受取人口座への振込までの期間が短縮され、国民が迅速に支払を受けることが可能となっている。かつて書面による処理が行われていたときには数営業日を要していたが、オンライン化により、現在では、国から日本銀行への支払請求が行われた当日中に、受取人口座への振込が行われている。また、官庁(地方における出先機関を含む)と日本銀行(代理店を含む)との書面の授受が不要なオンライン処理は、業務継続体制の観点からも利点を有している。

国の受入については、書面による処理では、納付者は、金融機関店舗の営業時間内に、納付書等の書面を持参のうえ窓口において納付を行わなければならない。この点、MPN経由の電子納付が導入されたことにより、MPNに対応したATM(現金自動受払機)、インターネットバンキングおよびモバイルバンキングにより、時間または場所を選ばずに納付が行える態勢が整備されてきている。一昨年、新型インフルエンザが流行したが、こうした場合にも外出せずに納付を完了できるという利点がある。また、足許、順次導入が進むダイレクト納付は、納付者が官庁のウェブサイトにアクセスするだけで申請から納付までの一連の手続を電子的に完了させることができるため、手続の簡便化も実現している。こうした多様な納付チャネルは、従来の口座振替とも相俟って、国民のライフスタイルの多様化に対応しつつ、利便性の向上を可能とするインフラを提供している。

(2) 金融機関・日本銀行・官庁での事務効率化

もう一つの効果として、関係機関の事務効率化が挙げられる。

国の支払サイドについては、かつては、全国各地の官庁(地方所在の出先機関を含む)、代理店および日本銀行において、書面取引にかかる手作業負担がかなり重いものとなっていた。この点、電子化の進展を受けて、官庁、代理店および日本銀行における国庫金事務の効率化が大きく進展している。また、費用対効果でみても、オンライン化により支払手数料は大きく節減され、国庫電子化に対応するために日本銀行において必要とされたシステム構築等のコス

⁸ 「国の支払」は、国家公務員給与集中払化が全省庁で予定通り完了した場合の数値。「国の受入」は、各税目等に関する足許3年間のトレンドを単純に延ばして置いた数値。

トを大きく上回っている⁹。

国の受入についても同様に、事務効率化が進展している。窓口を通じた書面処理においては、関係機関が多くの手作業負担を負うものであった。具体的には、代理店(歳入代理店、歳入復代理店)から日本銀行に対する書面の送付が必要であるほか、日本銀行においても大量の書面をOCR処理する必要がある¹⁰。この点、電子納付においては、処理のペーパーレス化、オンライン化により、関係機関における事務は大きく効率化している。また、書面処理においては窓口での収納日の2営業日後に国庫計上されるところ、電子収納においては収納日の翌営業日に国庫に計上されることから、国の資金効率の向上も実現されている。

記帳・国庫内振替においても、オンライン化により、代理店や日本銀行において手作業負担が軽減されたほか、口座間の振替が迅速化されることを通じ国の資金効率の向上も実現された。

4. おわりに — 総括的な評価

以上にみたように、国庫金事務電子化の取り組みは、二つの大きな目標として掲げた「国民の利便性向上」および「関係機関における事務効率化」の双方について所期の狙いを達成しつつあると評価できる。

特に、国の支払については、ほぼ全ての取引の電子化が近々実現される見通 しであり、今後は、限界的に残存する書面取引の削減に引き続き取り組んでい く方針である。

一方、国の受入については、現時点では、金融機関窓口での納付が広く行われているため、支払に比べ書面による処理が多く残存している。もっとも、電子納付の実現により、納付チャネルの多様化を通じ、国民の利便性は向上して

 $^{^9}$ 大まかな試算ではあるが、国庫電子化プロジェクトの実施により、平成 2 1 年度までの累計で、約 2 0 0 億円強の費用を節減できたと推計している。一方、当該期間中に、国庫電子化プロジェクト関連で構築し、その後維持管理しているシステム群のコストは、大まかな試算で、約 1 0 0 億円程度と推計している。

ちなみに、日本銀行経費の節減は、次の要因による。①国の支払において、書面による処理では、個々の官庁が代理店に対して振込を書面により請求し、代理店は振込先となる金融機関毎に同書面を仕分けのうえ、これを元にして書面により振込を依頼していた(委託国庫送金手数料100円/件)ものが、オンライン化に伴い、官庁から日本銀行が一括して振込明細データを受領し、日本銀行は市中金融機関に電子データのかたちで振込を依頼する(委託国庫送金手数料10円/件)ことになった。②記帳・国庫内振替のオンライン化に伴い、日本銀行本支店・代理店間で送付されていた膨大な書面の郵送が不要となった。

¹⁰ 日本銀行がOCR処理を行うケース。

おり、徐々に利用が拡大していくことが期待される。また、これにより、関係機関における事務効率化を更に進めていくことが可能となる。日本銀行としては、今後とも、書面取引(窓口納付)の電子納付への移行が拡大していくよう関係機関とともに着実に取り組んでいく方針である。

以 上

(参考資料)

「国庫金事務の電子化について」(平成12年3月29日、日本銀行) 「国庫金事務電子化の現状と課題 —インフラ整備の進展と今後の利用促進—」(平成17年9月21日、日本銀行業務局)